

納税者(従業員等)が退職・転勤等により、給与の支払を受けなくなった場合には、次の記載例を参考に、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書に記入のうえ、提出してください。

なお、個人番号欄には、納税者(従業員等)の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

注1. 異動届出書は2枚複写になっていますので、2校とも大阪市船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループあてに提出してください。
注2. 特別徴収指定番号、宛名番号などは、本市がお知らせしているものを正確に記入してください。
注3. 太枠 内部についてのみ記入してください。